

## 山形県森林審議会 議事録

- 1 日 時 平成24年12月19日(水)午後1時30分～
- 2 場 所 山形県自治会館401会議室
- 3 委 員 野堀嘉裕、秋野公子、安部政昭、神田リエ、菊田正廣、小山勝子、  
崎野健輔、佐竹弘一、佐藤景一郎、内藤いづみ、中野葉月、成澤久美  
(小池克敏、白壁洋子)  
委員14名中 12名出席 ※ ( ) は、欠席委員

### 4 審 議

- ・ 開 会 菅野農林水産部長あいさつ  
野堀山形県森林審議会会長あいさつ
- ・ 審議会の成立 委員14名中12名出席
- ・ 議 事

#### (1) 諮問事項

- 諮問第1号 庄内森林計画区における地域森林計画の樹立について
- 諮問第2号 最上村山森林計画区における地域森林計画の変更について
- 諮問第3号 置賜森林計画区における地域森林計画の変更について

#### <野堀会長>

今日は、諮問事項4件及び報告事項4件と大変盛り沢山の議題があるので、ご協力をよろしくお願ひしたい。また、山形県森林審議会運営要綱第5条の定めによる議事録署名人を神田委員、菊田委員の御両名にお願ひしたい。

はじめに、先に知事から諮問を受けている4件のうち、諮問第1号の「庄内森林計画区における地域森林計画の樹立について」から諮問第3号の「置賜森林計画区における地域森林計画の変更について」まで一括して審議したい。事務局の説明をお願ひする。

#### [事務局:土屋課長補佐]

- ・ 諮問事項1号から3号まで、一括して説明。

#### <野堀会長>

事務局から説明あった諮問第1号から第3号に関して質問・意見をお願ひする。

#### (菊田委員)

庄内森林計画の前期の計画達成量のうち、林道の達成率が極めて低い。路網が一番大事な基盤となるので、いくら集約化・機械化してコスト低下を図ると口で言っても、林道の予算を増やしていかないといけないと思う。

そこで、林道の計画がなかなか進まない理由は何か。また、治山施設が変更で一箇所だけ減っている計画があるが何故か。

#### [事務局:藤井森林技術主幹]

林道開設は市町村が主体で実施しているが、林道を実際に使う地元、伐採する業者、又は森林組合などからの要望がなかなか市町村まで届かない実態があるのではないか。また、最近は県の高性能林業機械への支援などにより利用間伐が増えており、国の基金事業などにより作業道の開設はかなり進めているが林道の開設までは至っていないのが現状。林道開設は、地元の要望等も把握しながら市町村と一緒に推進していきたい。

**[事務局:土屋課長補佐]**

治山施設については総計画量を決めて調整していた経緯があることから、変更時点で治山事業が完了したところを計画から除外するという整理をしていたものだが、現在では総計画量の規定がないことから、変更で追加することで再度整理したい。

**(菊田委員)**

市町村に現場からの要望が届いていないというのは確かかもしれない。ただ、市町村には専門の職員がいないため、県や森林組合などから働きかけないと動かないという実情が昔からあったので、できれば県からも地元や森林組合などからの要望を市町村の職員に伝えていく必要があると思う。

**(安部委員)**

今後の課題として記載のある「長期的視点にたった齡級構成の平準化」と「将来の木材利用量に見合う森林資源の維持」と「適正な森林の維持・管理を継続的に行うための地域で森林を管理する仕組みづくり」について、もう少し説明願いたい。

**[事務局:土屋課長補佐]**

今後の課題に関しては、地域森林計画で計画している伐採量を確保するために皆伐や主伐を進めていくことになるので、それに見合った新植や再造林、天然更新に委ねる場合でも森林がきちんと更新されるようにしていくことによって、齡級構成の平準化を図るという考え方。地域で森林を管理する仕組みとは、所有者が何人か集まったり、森林組合などに管理を委託して森林を集約化して管理、整備していく森林経営計画制度をきちんと進めていくという考え方である。

**<野堀会長>**

前計画の実行結果と評価に関して、林道開設と保安林・治山事業の評価欄には森林所有者の合意形成が難しく達成が困難になったとあるが、これは不在村や外国人所有など、今非常に問題になっている土地所有が不明確ということも含まれているのか。

**[事務局:渡邊森づくり推進主幹]**

外国所有は今県内では問題になっていないが、不在村所有者が多くなってきているのは確かで、交渉に当たる相手を探すのが非常に大変になっている。また、登記簿上の森林所有者と実際の所有者が違ったり、登記簿上の所有者がわかっても現地に行ったらその地番がどこかわからないといった問題もある。さらに、登記所の付属図や字切図を調べても、実際の所有者にたどり着けないということもあるようだ。

**<野堀会長>**

庄内森林計画区の森林面積が161.52ha増えることは、造林面積やその他造林に関する事項や保安施設に関する事項の地区数など計画数量に影響を与えるのか。

**[事務局:土屋課長補佐]**

直接影響しない。

**(佐竹委員)**

このたび森林作業道を補助事業で整備したが、敷き砂利は補助対象外と言われた。森林所有者は、通常山には軽トラックで行きたいと考えるので、道を作ったら砂利を敷きたいと考えるのが普通だと思う。そこで、道路に関する補助事業の種類と補助対象の考え方を

教えてもらいたい。要望になるが、補助対象についても現地の実情を考慮して見直してほしい。

**[事務局:藤井森林技術主幹]**

道路の区分は国で、一般の車両も通るような従来の「林道」、林業用の機械や木材運搬車が通るような「林業専用道」、旧来の作業路や作業道を含めた「森林作業道」と3つに区分されている。林道は従来からの補助事業があり、林業専用道は通常的林道の予算で行うものと基金事業で市町村や森林組合が事業主体になって実施するものがある。それより簡単ないわゆる砂利も敷かないような道路が森林作業道で、これは林業事業体でも補助を受けることができるようになっている。

**[事務局:佐藤森林課長]**

作業道は高性能林業機械を使うという想定なので砂利はいらないという考え方で、軽トラで自由に行き来するということは想定していない。補助対象については、部分的に砂利敷きを認めるというきめ細かい制度となっていないのが実態で、皆さんの声を聞いたうえで、必要があれば国に補助制度を要望していきたい。

**<野堀会長>**

林道開設を計画する場合は、一旦市町村や県に相談するといいと思うが、窓口等はどうなっているか。

**[事務局:佐藤森林課長]**

作業道等の予算は様々あって、市町村を経由するものや直接県で受けるものがあり窓口がわかりにくい部分はあるが、林業の政策は総合支庁の森林整備課が窓口になっているのでご相談いただきたい。

**(阿部委員)**

林道などの路網整備がまだ足りないと言われていたが、毎年結構作っている気がする。そこは、どのように理解したらよいか。

**[事務局:佐藤森林課長]**

林道は安全施設など基準が厳しく舗装の要望などもあって非常に工事単価が高かったことから、相当な予算を使っても林道の延長はさほど進まないという事態が長く続いてきた。しかし、その反省もあり、最近では、できる限り地形に沿った線形で、アップダウンがあって走行性が悪くてもあまり経費のかからない道路を作るようになってきている。今は基盤となるトラックが走れる道路は林道で整備し、林業用としては林業専用道や森林作業道というように使い分けをして実施しているが、今の段階でも道路はまだ不足している。

最近では、林業への関心が薄く、林道を作って材を出そうという意識が非常に低くなっていて、地域から林道の要望が出てこないのと比例していると感じている。我々行政側がアクションを起こして、地元から本当に必要なものを引き上げながら、林道を作ることで森林所有者の皆さんに還元できるようにしていきたい。

**(阿部委員)**

現在は索道技術がなくなってきているように思うがどう考えるか。

**[事務局:佐藤森林課長]**

索道が必ずしも効率が悪い訳ではなく、特にヨーロッパやオーストリアなど林業が盛ん

なところでは索道が効率よく使われている。しかし、索道は相当な施設投資が必要なことから、量的にまともなとできないため、残念ながら県内で索道を使った大規模な搬出は少なく、技術者もいなくなり、後継者が育っていないというのが実情である。

**(崎野委員)**

国有林もかつては索道を使って天然林を伐って人工林にしてきたが、その結果、山には道路がないという状況になっていた。今は山を壊さない工夫もできるようになり、林道・専用道・作業道という三段階から選択できるので、その中でコストも考えながら賢く道を伸ばして施業を実施していくことにしている。道路は、木を伐るだけでなく、その後の保育や新植も含めて利用できるのもので、トータル的なコストをみれば、索道を入れるより道を作る方がいいと考えている。

**<野堀会長>**

他に意見がないようなので、諮問第1号から第3号について適当と認めてよろしいか。

**(各委員から)**

異議なし

**<野堀会長>**

諮問第1号から3号については、適当であると認めることとする。

**○ 諮問第4号 東北中央自動車道(南陽高島～山形上山)の建設に係る開発行為の許可について**

**<野堀会長>**

続きまして、諮問第4号 東北中央自動車道(南陽高島～山形上山)の建設に係る開発行為の許可について、事務局から説明をお願いします。

**[事務局:藤井森林技術主幹]**

資料に基づき説明。

**<野堀会長>**

どの部分が森林審議会として議論すべきことなのか、少しわかりにくい部分はあると思うが、逐一出た質問に応じて回答していただきたい。質問をお願いします。

**(佐藤委員)**

林地開発の許可申請の流れとしては、11月1日に申請書が提出され、本日の森林審議会でも審議して良しとなれば許可されると理解したが、対象となる森林が審議する前に既に買収済みになっていることについて説明をお願いしたい。

**[事務局:藤井森林技術主幹]**

林地開発許可申請は、土地所有者などの権利を有する者が事業主体となって申請するので、権利を有するための買収は既に済んでいる必要がある。申請は計画する前ではなく、あくまでも開発する前に行うものである。

**(佐藤委員)**

審議会でも許可できないとなった場合は、開発ができなくなってしまうということか。

**[事務局:藤井森林技術主幹]**

林地開発許可は、法律で災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の四つの要件を満たしていれば許可をしなければならないとなっており、審議会で出された意見を踏まえて新たに許可条件を付けて許可を行うことも可能である。

**[事務局:渡邊森づくり推進主幹]**

もし審議会でも許可できないとなった場合は、許可が下りるような計画を改めて作って申請するということになる。

**(菊田委員)**

林地開発の場合、法律で四つの条件を満たせば許可することになっているので、この条件にあわなければ条件に合うように、例えば水環境の確保ができていないので代替の「ため池を作ること」というような条件を付すことができるようになっている。土地を買収したあとで、その開発が全くなくなるということはない。今回の開発も、事前に環境アセスメントを実施しており、二重、三重の縛りを設けているので、計画を変更するということはありえるが、最終的には林地開発が許可されることになると思う。

**(佐藤委員)**

森林審議会では許可の決定ではなく、許可条件の決定だけということか。

**[事務局:藤井森林技術主幹]**

許可及び許可条件の決定というのは、審議会の審議を経て県が出すというものである。

**<野堀会長>**

森林法では、林地開発の許可をしようとするときは森林審議会の意見を聴くという条文になっているが、わかりにくい面があると思う。

**(崎野委員)**

審査調書に「事業で発生する土砂等は全て同事業内で使用する計画」とあるが、切土で発生した土砂は全て盛土に使い、新たに農地や森林の中に置くことはないか。

**[事務局:藤井森林技術主幹]**

切土は全て盛土に流用すると聞いている。

**<野堀会長>**

道路を工事する場合、途中から取り付け道路などを作って工事作業車両が入るような付帯的な工事として林地開発に該当するような場所はあるか。

**[事務局:藤井森林技術主幹]**

林地ではそのような場所はないが、農地や既設の農道を使うところはあるようだ。

**(崎野委員)**

資料に環境影響評価とあるが何年に出ている環境影響評価か。

**[事務局:藤井森林技術主幹]**

南陽市分が平成8年3月、上山市分は平成2年8月。

(菊田委員)

林地開発では、降雨確率は何年確立と決まっているのか教えてほしい。また、許可に直接関連しないかも知れないが、日本の貴重な地形として本県に白竜湖、蔵王の爆裂火口、海岸林砂丘の3つがあると認識しているが、この白竜湖については環境影響評価の中でどういった評価がなされたのか。

[事務局:藤井森林技術主幹]

雨量強度は10年確立の算定となっている。また、白竜湖は貴重だということで、できる限り離して計画したと聞いている。

(成沢委員)

希少動物等の有無について報告されているとあるが、いつ調査して報告があって、今後影響がないと評価されたのか教えてほしい。また、埋蔵文化等の調査も今後残っているとのことだが、もし何かあったら工事を中止したり計画変更することはあるのか。

[事務局:藤井森林技術主幹]

希少動物等の有無の報告については、南陽市分が平成8年3月、上山市分が平成2年8月に行った境影響評価の中で実施している。埋蔵文化財は、現在7箇所中5箇所を試掘をしており、その結果何も出なかったことから工事の了解を得ているとのこと。工事中に何か出た場合は、状況が変わることになるため、担当の方と再度調整すると聞いている。

<野堀会長>

以前高速道路の工事で、山林から昔の鉱山跡が出てきたということもあり、林地の場合でも埋蔵文化財がでることがある。今回はまだ試掘の段階でありわからないところがあると思う。

(内藤委員)

環境影響評価の実施時期が平成2年と平成8年とかなり前に実施されているが、現在の状況との関係はどうなっているのか、また現況は重要視されないということか。

[事務局:藤井森林技術主幹]

現況が環境影響評価を実施した時と大きく変化していないため問題ないと考えている。現地自然環境の状況がかなり大きく変わったとか、その周辺が開発されて状況がかなり変わったということであれば、当然新たに環境評価をやるべきである。

(佐竹委員)

開発によって伐採された木を工事に活用することは考えているのか。

[事務局:藤井森林技術主幹]

買収にあたっては、土地と一緒に立木も買収しており伐採時期も工期にあわせて行うと聞いている。対象となる森林の9割が広葉樹で、一斉に伐採するとも限らないため具体的な活用方法は決まっていないとのことだが、何らかの活用を考えているようだ。

<野堀会長>

伐採された木については、森林審議会でも有効に活用してほしいという意見が出たということをお伝え願いたい。

他に意見質問がないことから、この案件について適当であると認めてよいか。

(各委員から)

異議なし

<野堀会長>

諮問第4号については、許可するということが適当であると認めることとする。

## (2) 報告事項等

### ① 山形県森林審議会企画委員会における検討内容について

<野堀会長>

続いて(2)報告事項の①山形県森林審議会企画委員会における検討内容について、事務局より説明をお願いします。

[事務局:渡邊森づくり推進主幹]

資料3に基づき説明。

<野堀会長>

山形県水資源・森林の保全に関する条例検討懇話会に対する企画委員会からの意見として説明いただいた。ご質問ご意見等お願いします。

(崎野委員)

5ページの項目欄を見ると、土地取引に関しては届出義務者と届出期限について各々考え方を示しているが、開発行為については届出期限のみが示されている。開発行為の届出義務者をどうするかという議論はなかったのか。

[事務局:渡邊森づくり推進主幹]

開発行為については、当然、開発行為をしようとする人が届出することになるので、誰が届け出るかという議論にはならなかった。土地取引については、売ろうとする現在の森林所有者に届出してもらうのか、買おうとする人に届出してもらうのかというのが議論があり、買おうする人とした場合は、森林法の事後届出制度は当然買った人が届け出ることでなっているため、同じ一件の売買について事前と事後の2回届出してもらうことになる。また、買おうとしているだけで、その森林に対する権限がまだない人から届出してもらうことになり、懇話会では、売ろうとする人から届出してもらう方がいいのではないかという意見になった。その点については、森林の分野からも意見を聞きたいということで、森林審議会の企画委員会で検討を行ったものである。

<野堀会長>

水資源・森林の保全に関する条例検討懇話会の意見は、先ほど話題になった諮問事項の開発行為の許可に関する議論と関連していると思う。委員の中から買収する前に森林審議会に諮らないのかという意見があったが、この水資源を保全する為の条例に基づき、売買する前の段階でチェックが入ることになる。その結果を森林審議会に報告されることになる可能性もあると思う。

### (内藤委員)

私は、懇話会の委員として内容の検討にも参加させていただいた。今年の3月に、この審議会でも外国資本による森林買収という点で問題提起があり、最終的には水源かん養域を含めた水資源地域を重要視した条例という方向でまとめてきたわけだが、水資源の保全地域以外の森林の保全をどうしていくのかという点については、まだはっきり結論が出ていないと思う。その点については、森林のほうからしっかり検討課題としてこれから考えていくべきだと思う。

また、長期計画の中にも記載されているように、林業の後継者問題も含めて森林所有者が森林を手放さなくてもよくなるよう、この機会を逃さずに県民全体あげての支援・仕組みづくりを進めていかなければならないと感じている。

### (安部委員)

今後森林所有者は、高齢化や後継者の問題があり山を手放さなければならない事情が発生してくると思う。企業が宅地開発などの開発行為を行おうする場合、そこが農地であれば農業委員会の許可がないと開発ができないという制度があるが、森林も同じように森林所有者の問題点を相談できる森林委員会のような組織があればよいのではないかと懇話会の議論で申し上げてきた。

また、森林組合員が外国資本に森林を売りたいとなった場合でも、森林組合や地域が関わることによって地区で山を買ったり、地域全体で説得することも可能ではないかということも申し上げてきた。私としては、条例でいきなり県に届ける仕組みではなく、農業委員会のような組織が必要なのではないかと思っている。

### <野堀会長>

1号から3号議案の審議で林道計画の達成率が低すぎるという意見があったが、この原因の一つは土地所有者が不明確であるということがあるように思う。本日議論している事項は、林道以外にも非常に関連した話題になっていると思う。

### (佐竹委員)

私の山の隣に山を持っている会社が数年前に倒産してしまった。そこは30年間ほど放置していてかなり荒廃しているが、様々な事業で整備をしようとしても管理者が不在で連絡もできない状況となっている。そういう森林も整備できる仕組みをつくってほしい。

### <野堀会長>

全国的に森林・林業に追い風が吹きつつある一方で、所有者が不明な森林など荒廃も進んでいるという部分もある。そのような面が改善されるという意味で、森林審議会の役割は大きく、まさに出された意見がこれから生きてくると思う。

他に意見がないようなので、この森林審議会としては説明のあった内容で進めることにしてよろしいか。

### (各委員から)

異議なし

### <野堀会長>

県では年度内に条例の制定に向けて準備をしていると聞いている。規制の対象となる区域のほとんどが森林となることから、この森林審議会に関わってくるところが大きいと思うので、条例の内容については、大きな関心と興味を持って見ていきたい。今後も条例に関して、県からそして皆様方からも情報提供いただきたい。

- ② 林地開発の許可状況について
- ③ 保安林の指定及び解除について

<野堀会長>

続いて、報告事項の②林地開発の許可状況について及び③保安林の指定及び解除について、これらを一括して事務局から説明をお願いします。

[事務局:藤井森林技術主幹]

資料に基づき説明

<野堀会長>

質問・意見をお願いします。

(各委員から)

なし

④ 第2次山形県森林整備長期計画の進行管理について

<野堀会長>

続いて報告事項の④第二次山形県森林整備長期計画の進行管理について、事務局より説明をお願いします。

[事務局:齋藤副主幹]

資料に基づき説明

<野堀会長>

「森を活かす」という部分で県産木材供給量-9%となっているが進捗管理でなぜマイナスの数字が出てくるのか。

[事務局:齋藤副主幹]

計画策定時と比較して26年度まで10万立方増える計画が、23年度は逆に約11万立方減ったことから、表現方法が適正かどうかの問題はあるがマイナス表示とした。

<野堀会長>

指標13の木質バイオマスの使用量がすごく伸びているが、ペレットとかチップが増えているのか。

[事務局:齋藤副主幹]

木質バイオマスはペレット、チップ、木炭の三種類で整理しており、ボイラーとして通年使うことからチップが大きく伸びている。

(阿部委員)

「森を活かす」の木材に関する指標は、実態をつかみにくいのではないかと思う。木材の供給量がマイナスになったのは住宅着工が減少したためで、24年度は県産木材の供給量は増えてくるのではないかと思う。

また、指標15の「森林環境学習の参加人数」は、地域社会の理解を得ることで工務店

などが地域材をより使っていくということがあるので、地域材の利用拡大という視点でも環境学習の数値を伸ばしていく必要があると思う。

#### (神田委員)

指標15の森林環境学習では小中学校の活動をカウントしているとのことだが、もう少し対象を広げると数値が上がってくると思う。色々な学習体験を実施しているところがあると思うし、実際に森林に入って交流を深めることは大事だと思う。

#### [事務局:みどり自然課 佐藤みどり環境主幹]

指標となっている森林環境学習の参加人数は、学校で実際に学習活動を実施している人数となっているため、生徒等の減少等の影響で伸び悩んでいる。小中学校に対しては働きかけもしているが、時間がとれないという学校側の事情等もあり進んでいないという実情である。

指標14の県民の森づくり活動への参加人数については、やまがた緑環境税による公募事業や市町村の交付金事業の中で小中学生・幼稚園・保育園の子供たちも入った活動を実施し、子供たちの参加人数が増えているという部分もある。これからも、子供たちの環境教育の参加人数が増えるように取り組んでいきたい。

#### <野堀会長>

小中学校の児童数は減少する方向なので、目標の4千人を達成するためには回数を増やすしかないことから、設定の考え方自体を変える必要があるのではないかなと思う。

#### (佐藤委員)

指標1の「森を守る」の森林吸収源対策面積と指標6の「森を育てる」の間伐面積の違いは何か。また、間伐面積が22年度の実績で4383ha、23年度の実績が8376haとほぼ倍になっているが、この要因は何か。

#### [事務局:渡邊森づくり推進主幹]

吸収源対策の面積は、平成23年度を例にすると、間伐面積の3993haに間伐以外で吸収源対策としてカウントできる除伐などを加えて、5291haとなるという考え方である。

#### [事務局:齋藤副主幹]

二点目の間伐面積は、累計した数値を示していることから倍の数値となっている。

#### <野堀会長>

他に意見・質問がないようなので、このたびのご意見・ご提言を今後の政策展開に活かしていただきたい。

皆さんの協力により無事審議会が終わりましたこと、あらためてお礼申し上げます。

#### 【議事終了】

## 4 その他

水資源の保全に関する条例の検討について、パブリックコメントの実施や市町村等との意見交換会の開催予定を事務局よりお知らせした。

## 5 閉会

農林水産部阿部技術戦略監 あいさつ

以上